



セアカゴケグモ(実物大)
(京都市衛生環境研究所
提供)

平成26年2月27日
総務省四国行政評価支局
(局長：安原英樹)

「特定外来生物の防除等に関する行政評価・監視」 結果の公表

〈アライグマによる農作物被害、人の生命に重大な影響を与えるセアカゴケグモ〉

四国行政評価支局は、平成25年7月から平成26年2月にかけて、香川県内及び徳島県内における特定外来生物の防除等の実施状況について調査しました。

調査の結果、特定外来生物について、①生息(生育)情報の把握が不十分、②防除の実施や情報の周知等が不適切又は不十分、③飼養等施設の管理が不適切などの状況がみられました。

この調査結果を踏まえ、平成26年2月27日、中国四国地方環境事務所、中国四国農政局及び四国地方整備局に対し必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

(注) 行政評価・監視には、総務省行政評価局が企画する「全国計画調査」と、出先機関が地域の行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、独自に企画する「地域計画調査」があり、本行政評価・監視は地域計画調査です。



アライグマ(環境省HPより)

【本件照会先】
四国行政評価支局 第4評価監視官室
まない ただ しば
担当：真井、多田、芝
電話：087-831-9209
FAX：087-831-4232

行政評価・監視結果のポイント

背景

- 近年、人間の活動を通じて海外から持ち込まれた外来生物によって、生態系や農林水産業等に被害を及ぼす事例が多数発生
- 国は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号。以下「法」という。)に基づき、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定(平成25年10月末現在107種類)
 - ⇒ 特定外来生物の防除については、国が実施するほか、地方公共団体等の取組を促進
 - ⇒ 特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」という。)、輸入等については、飼養等の許可を受けた場合等を除いて原則禁止
- しかし、四国地域においては、広範囲に拡大中で、農林水産業への被害を生じさせているもの(例:アライグマ)、生態系に被害を及ぼしているもの(例:オオキンケイギク)や人の生命・身体へ被害を及ぼすもの(例:セアカゴケグモ)などの特定外来生物を確認

(参考) アライグマによる農作物被害金額(平成24年度)

香川県:1,459万円

セアカゴケグモの生息確認市町数(延べ確認個体数)〈平成25年10月まで〉 香川県:7市町(241個体)、徳島県:3市(732個体)

調査の概要

【主な調査事項】

- 1 特定外来生物の生息(生育)及び生態系等に係る被害の把握状況
- 2 特定外来生物の防除等の実施状況
- 3 特定外来生物の飼養等の許可等の実施状況

【調査対象機関】

- 1 調査対象機関
中国四国地方環境事務所、中国四国農政局、四国地方整備局
- 2 関連調査等対象機関
香川県、徳島県、市町(香川県17市町、徳島県8市町)

【調査実施期間】 平成25年7月～26年2月

通知事項

- 1 特定外来生物の防除の推進
 - (1) アライグマの防除
 - (2) セアカゴケグモの防除
 - (3) オオキンケイギク・ナガエツルノゲイトウ等の防除
- 2 飼養等の許可の適正化

通知先 : 中国四国地方環境事務所
中国四国農政局
四国地方整備局

(注) 本評価・監視については、中国四国管区行政評価局(鳥取・山口行政評価事務所を含む。)においても実施したことから、中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局に対しては、中国四国管区行政評価局長と当局長が連名で、通知を行った。

1 特定外来生物の防除の推進

制度の概要

特定外来生物は、法に基づき、平成25年10月末現在 **107種類** (1科13属93種) が指定

☆ 香川県内及び徳島県内に生息(生育)する主な特定外来生物 (下線を付したものは、今回調査対象とした特定外来生物)

区分	防除の方法	香川県	徳島県
● 人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物	緊急的な防除	セアカゴケグモ	セアカゴケグモ、カミツキガメ
● 既に広範囲にまん延し生態系等に被害を及ぼしている特定外来生物	計画的な防除	アライグマ オオクチバス、ブルーギル オオキンケイギク	オオクチバス、ブルーギル オオキンケイギク
● 今後被害を及ぼすおそれがある特定外来生物	計画的な防除	ナガエツルノゲイトウ	アライグマ、ナガエツルノゲイトウ
各県が把握している特定外来生物数(種類)		16	19

国による防除

- 主務大臣等(環境大臣及び農林水産大臣並びに国の関係行政機関の長である国土交通大臣)は、関係都道府県の意見を聴いて、防除に必要な事項について公示(以下、「防除の公示」という。)を行う(法第11条)
- 国は、国立公園など、全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から防除を進めることとされている(基本方針(注))

地方公共団体等による防除

- 地方公共団体が行う特定外来生物の防除 ⇒ **防除の確認**(法第18条第1項)
- 民間団体等が行う特定外来生物の防除 ⇒ **防除の認定**(法第18条第2項)

(注) 特定外来生物被害防止基本方針:主務大臣である環境大臣及び農林水産大臣が、法第3条に基づき、中央環境審議会の意見を聴いて、特定外来生物による生態系に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて平成16年10月15日に閣議決定したものの。

★ 生息(生育)情報の把握が不十分

○ 特定外来生物の生息(生育)情報の的確な把握【中国四国地方環境事務所】

調査結果の概要

報告書p132～133

- 中国四国地方環境事務所と香川県及び徳島県が把握する特定外来生物に齟齬

香川県・中国四国地方環境事務所		徳島県・中国四国地方環境事務所
香川県は確認 環境事務所は未確認	香川県は未確認 環境事務所は確認	徳島県は未確認 環境事務所は確認
オオハンゴンソウ	クリハラリス、コクチバス アゾラ・クリスタータ	クリハラリス

- 徳島県が単独で防除しているカミツキガメについて、中国四国地方環境事務所では、その生息状況を把握しながら、防除等に**有益な情報**(例:関東地方環境事務所が平成17年に印旛沼で実施した「カミツキガメ防除モデル事業」の結果等)を**徳島県に未提供**

改善所見

四国地方4県の特定外来生物を所管している自然環境担当部局等との間で、それぞれが把握している特定外来生物の生息(生育)に係る情報の定期的な共有を図り、必要に応じて、国が有する専門的な知見を提供すること

★ 防除の実施や情報の周知が不適切又は不十分

(1) アライグマの防除【中国四国地方環境事務所、中国四国農政局】

調査結果の概要

報告書p4～10

- 香川県(県下全域に生息域が拡大中)は、防除モデル事業への参加を契機に、県内17市町中15市町が防除の確認を得て積極的に取り組み。一方、徳島県(侵入の初期段階)は、県が県内全域について防除の確認を得ているものの、防除従事者が選任されておらず、今後、被害の状況に応じて防除体制の整備が必要
- 法や防除の公示の趣旨が周知徹底されていないため、防除に当たっている者の一部が防除従事者になっておらず、生きたままでの運搬を実施(香川県内8市町中1市町)
- 中国四国地方環境事務所が実施したアライグマ防除モデル事業の成果(防除の具体的な実施方法等を取りまとめたもの)の公開が不十分

☆ アライグマの生息状況及び被害状況等

区分	香川県			徳島県			
	年度	平成22年度	23	24	平成22年度	23	24
生息状況	県内全域に拡大中			一部の市町で生息を確認			
捕獲及び被害状況	捕獲頭数(頭)	402	248	309	12	9	6
	農業被害額(万円)	1,546	1,005	1,459	0	16	0

- ・ 平成17年6月に特定外来生物に指定
- ・ 環境省及び農林水産省は、「プロキユオン・ロトル(アライグマ)」の防除に関する件(平成17年農林水産省・環境省告示第9号)を制定
- ・ また、法の施行以前から、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)の対象鳥獣として、駆除



改善所見

- ① 法に基づく防除の確認制度を活用して防除の成果を上げている地方公共団体の取組を情報提供するなどにより、防除の確認制度の普及を一層促すこと
【中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局】
- ② アライグマの防除等の取組を行っている地方公共団体に対し、法及び防除実施計画の内容に沿った適正な防除を行うよう指導すること
【中国四国地方環境事務所及び中国四国農政局】
- ③ 防除モデル事業の実施に当たっては、事業効果の発現の更なる推進を図るため、作成された防除に係る手引及び啓発資料について、防除モデル事業に参加していない地方公共団体も必要に応じて利用できるようインターネットホームページ等で積極的な周知を図ること
【中国四国地方環境事務所】

(2) セアカゴケグモの防除【中国四国地方環境事務所】

調査結果の概要

報告書p41～43

- 中国四国地方環境事務所において把握している生息情報が、地方公共団体が把握している生息情報の5割と不十分
- 地方公共団体において、広報紙での周知にセアカゴケグモの写真の掲載がないなど、住民への注意喚起の周知が不十分
- セアカゴケグモが確認された地方公共団体の4割において、抗毒素血清の配備状況を未把握(※)

☆ 香川県内及び徳島県内におけるセアカゴケグモの(個体)確認状況

(単位:匹)

県別	生息確認市町名	平成21年度	22	23	24	25(10月まで)	計
香川県	坂出市、丸亀市、小豆島町、東かがわ市、さぬき市、土庄町、三豊市	7	0	3	134	97	241
徳島県	鳴門市、徳島市、阿南市	0	324	44	10	354	732

- ・ 平成17年6月に特定外来生物に指定
- ・ 環境省は、「ラトロデクトゥス・ハセルティイ(セアカゴケグモ)の防除に関する件」(平成17年環境省告示第56号)を制定
- ・ 平成21年9月に、香川県坂出市において四国地方で初めて発見されて以降、港湾地域等で相次いで発見。その後、生息域が広範囲に拡大
児童による発見例もあり
- ・ 人の生命又は身体に係わり、咬まれた場合、特に**高齢者や幼児などは重症化のおそれ。抗毒素血清の投与が有効**
- ・ 国内では咬傷事例のみ(大阪府、福岡市等)。原産地のオーストラリアでは死亡例もあるが、抗毒素血清開発後の死亡例はない

※ 中国四国地方環境事務所では、「血清の配備状況は、使用や廃棄等によってリアルタイムに変化するものと思われ、本件のような緊急的な医療措置を求められる場合、リアルタイムに正確な情報を提供できなければ、重大な事態を起こしかねない。したがって、血清の配備状況にかかる情報を提供するに際しては「リアルタイムに正確な情報を提供できるか」という観点を重視すべきであり、それができないのであれば、医療施策に役割のある組織に委ねるべきである」との見解である。

改善所見

- ① セアカゴケグモが発見された場合には、その後の防除措置も含め、地方環境事務所に漏れなく通報するよう地方公共団体に要請するとともに、必要に応じて防除に係る助言を行うこと。また、把握した生息に係る情報等を整理し、必要に応じて地方公共団体に対して情報提供すること
- ② 既に人体への被害が生じている地域等におけるホームページ、広報紙、チラシ等による周知方法等の事例を収集し、各県に情報提供するとともに、県等を通じて、住民に対し、それらの事例を参考にした周知を行うよう働きかけること

(3) オオキンケイギク・ナガエツルノゲイトウ等の防除【中国四国地方環境事務所、四国地方整備局】

調査結果の概要

1 オオキンケイギク【四国地方整備局】

報告書p79～81

- 香川河川国道事務所(道路部局)では、四国地方整備局が作成した「道路巡回支援業務共通仕様書及び特記仕様書」に基づき、道路巡回業務の委託契約書を締結しているが、同仕様書には特定外来生物の生育状況の把握について未規定
また、道路維持管理(除草作業)において、工事特記仕様書に法を遵守するよう義務付けているものの、委託業者からの報告もない等により当局が国道11号路側帯及び国道32号中央分離帯等で確認した特定外来生物(オオキンケイギク)の生育を未把握
- そのため、香川県内の一部国道の道路維持管理(除草作業)において、受託業者は、結実したオオキンケイギクを他の植物と一緒に刈取りした可能性があり、また、飛散防止措置等を探らずに運搬し、特定外来生物の生育域を拡散させたおそれ
- ・ 平成18年2月に特定外来生物に指定
- ・ 環境省及び国土交通省は、「オオキンケイギク等の防除に関する件」(平成18年国土交通省・環境省告示第1号)を制定
- ・ 防除の公示の内容 → 個体の処分については、防除責任者の下、運搬又は保管時に逸出することのないよう適切に処分

2 ナガエツルノゲイトウ【中国四国地方環境事務所】

報告書p132～133

- 香川県内のため池において、ナガエツルノゲイトウの発見から同定(※)までに約5か月を要したこともあり、防除に着手するまでに7か月以上かかり、完全な防除に至らず
繁殖力が旺盛で乾燥にも耐えることから、今後、農業用水路等を経由あるいは農業機械への付着等により拡散のおそれがあり、農地へ侵入した場合、農業生産に影響を与える懸念 ※ ある対象生物について、それが特定外来生物であるかどうかを判断すること
- ・ 平成17年6月に特定外来生物に指定
- ・ 環境省は、「アルテルナンテラ・フィクセロイデス(ナガエツルノゲイトウ)の防除に関する件」(平成17年環境省告示第58号)を制定

改善所見

- ① 「道路巡回支援業務共通仕様書の特記仕様書」に特定外来生物の生育状況の把握についても具体的に規定するとともに、管内国道事務所等に対し、道路巡回業務の委託契約書に特定外来生物の把握について記載すること。また、道路維持管理(除草作業)の委託業者に対して、特定外来生物の効率的な把握を行うよう指導すること 【四国地方整備局】
- ② 国道維持管理工事の委託業者に対し、「四国地方整備局管内外来種対策(案)」について説明するとともに、特定外来生物を確認した場合、当該委託業者に対し、防除の公示に基づいた防除方法により防除を行わせるよう指導すること 【四国地方整備局】
- ③ 地方公共団体や住民からの特定外来生物の同定依頼に迅速に対応するため、管内外の特定外来生物の専門家の把握に努めること 【中国四国地方環境事務所】

2 飼養等の許可の適正化【中国四国地方環境事務所】

制度の概要

- 「学術研究」、「博物館、動物園等における展示」、「教育」、「生業の維持」、「愛がん又は観賞」の目的等に適合し、特定飼養等施設を有するなどの場合のみ許可を受けて飼養が可能
- 届出等の実施 ⇒ 特定外来生物の識別措置の実施、数量増減した場合等の際には、届出が必要
- 特定飼養等施設の基準 ⇒ 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること
- 標準処理期間 ⇒ 原則1か月

★ 飼養等の施設の管理が不適切

調査結果の概要

● 特定飼養等施設の管理状況等の不備

ア セイヨウオオマルハナバチ

香川県内の許可件数139件の中から、5件(5施設)を抽出調査

- ① ハウスの一部が破損等しているもの
- ② 施設の外部との出入口の戸が二重以上になっていないもの

イ その他の特定外来生物

香川県内の許可件数26件の中から、17件(7施設)を抽出調査

- ① 識別措置(マイクロチップの埋込み等)を行っていないもの
- ② 識別措置内容を届け出していないもの
- ③ 数量変更の事由等を届出していないもの
- ④ 細目告示に定められた施設基準に適合していないもの

● 事務処理期間の遅延

新規の飼養等の許可を行った18件を抽出調査
1か月を超過しているもの 3件

報告書p111～113

1件
1件

報告書p112～113

3件
9件
10件
2件

報告書p113

☆ 香川県内の飼養等の目的別等許可件数

許可件数	目的別	件数	特定外来生物名	件数
165 (2,342)	生業の維持	139 (2,201)	セイヨウオオマルハナバチ	139 (2,200)
	展示	14 (46)	カミツキガメ	6 (31)
	愛がん、観賞	6 (32)	カニクイザル	4 (9)
	教育	3 (36)	アライグマ	3 (11)
	学術研究	3 (27)	その他	13 (91)

(注) 1 平成25年7月末現在

2 ()内は、中国四国7県の合計件数である。

改善所見

- ① セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可を受けた者及びこれらの更新許可申請のとりまとめを行っている農業協同組合に対し、許可の更新時期を捉えて、その取扱いに関する規制の周知啓発を強化すること
- ② セイヨウオオマルハナバチ以外の特定外来生物の飼養等の許可を受けた者に対しても、その適正な飼養の管理を推進するため、計画的な現地調査を実施すること
- ③ 特定外来生物の飼養等には許可が必要であること、及び無許可での飼養等には罰則が伴うことを、より一層普及・啓発すること
- ④ 飼養等の許可申請書の提出がなされてからの事務処理が遅延することのないよう、必要な対応措置を講ずるとともに、特に、環境省と農林水産省との共管種であるオオクチバス及びブルーギルについては、標準処理期間を遵守できるよう、中国四国地方環境事務所と水産庁との間の進行管理を行う仕組みを構築し、これを徹底すること